

# 「防災会だより」

創刊号

この「防災会だより」は、1年に2～3号発行の予定です。「関町南北町防災会だより」というのは、仮称です。名称を募集しています。

## 関町南北町防災会が発足しました

平成 25 年 6 月 15 日に関町集会所で開かれた、関町南北町防災会発足準備会合において、関町北 2 丁目と関町南 4 丁目を単位とする「関町南北町防災会を結成することが、発足準備会に参加したメンバー全員の賛成により決定し、担当役員を選任して、正式に発足の運びとなりました。練馬区内では、294 番目の組織となります。

### ■発足の経緯

関町北 2 丁目と関町南 4 丁目の区民防災組織は、担い手の不足や会員の高齢化のために、長い間、活動が休止状態にあったため、本年 3 月に、区内の組織率 100% の達成を目指す練馬区から、関町南北町会の会長に対し、南北町会が音頭をとって区民防災組織（防災会）の結成を図ってもらえないかの打診がありました。そこで、関町南北町会が 4 月上旬に、この 2 つの町丁目内の全世帯に対し、4 月 20 日（土）15：00 より関町集会所において南北町防災会の発足準備会を開催する旨のパンフレットを配布するとともに、協力者の参加を呼び掛けました。そして開かれた初回の準備会には、練馬区危機管理室の担当者も出席し、集まった約 15 名の協力者に対し、防災会の役割等について説明が行われました。ついで、第 2 回の準備会が、5 月 18 日（土）に、

### ■区民防災組織とは

今回発足した、区民防災組織（通称は防災会）と呼ばれるものは、災害対策基本法第 5 条 2 項で規定されている、区民による自発的な防災組織のことで、法律では「市町村長は、…住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織（第 8 条第 2 項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない」とされています。

この法律を受ける形で、昭和 50 年代、当時の自治省は全国の自治体に対し自主防災組織の結成推進を呼びかけました。自治省から通達を受けた多くの自治体は、地域の住民組織としては、すでに古くから「町会」あるいは「自治会」があるもので、新たな住民組織を作ることは、屋上屋を建てるようなものだと考え、各町会・自治会に、この新たな自主防災組織の結成を要請しました。要請を受けた町会・自治会は、従来からの町会組織をそのままに二枚看板を掲げる形で、もしくは町会・自治会の一部門として自主防災会組織位置づけ、適当に役員を割り振って自治体に登録しました。しかし、この二つの組織は本質的に異なるもので、片や町会・自治会は、任意加入の町会会員によって構成され、かつ法的には何の根拠もない任意団体であるのに対し、一方の自主防災組織は、明確な法的根拠を持った組織で、会員という概念はなく、地域住民全員を対象として支援することとされています。した

がって、公的資金の助成対象ともなるものです。とは言え、実際には、すでに組織としての活動の実績を持った旧来の町会・自治会の協力と連携がなければ活動が成り立たないため、町会・自治会と自主防災組織とを明確に区別せず、町会・自治会活動の一環として取り仕切っているところが多いとです。しかし問題は活動資金で、公的な助成金だけでは十分な活動ができないため、多くの自主防災組織で、町会・自治会から活動資金の補てんが行われていますが、これは、町会・自治会に加入していない住民は、無償で恩恵を受けていることになり、自主防災組織としては独自の資金調達の方法を工夫する必要があります。

自主防災組織が実行すべき活動としては、平常時は、地域の住民の防災意識の高揚のための広報活動・地域の結束強化のための各種のイベント開催・防災訓練の実施・防災資機材の準備・地震発生時の応急対応でマニュアルの作成・地域内の各企業との災害時の応援協定の締結・防災まちづくりの推進などであり、地震が発生した時は、地域の支援本部を立ち上げるとともに、救出／救護・初期消火・災害時要援者支援・安否確認・互助生活などを行うことが期待されています。

現在、自主防災組織の結成率は、全国では約 67%、東京都は 78%、練馬区は 72%（294 組織）であり、練馬区は東京都の平均より、やや低い現状です。

# 第1回の関町南北町防災会の会合開かれる

—本部組織役員役割詳細と下部組織の必要性が提案される—

6月15日の第3回準備会で正式に発足した「関町南北町防災会」の第1回会合が7月20日(土)関町集会所で開催されました。この会合において、関町北2丁目ならびに関町南4丁目をカバーする関町南北町防災会は、約5,000世帯、10,000人を擁する広範な地域であるため、1つの役員組織だけで全域を統括するのは難しく、各区域の防災活動をきめ細かく支援するには、概ね200～400世帯を単位とした小地区ごとの下部組織が不可欠であることが提案され、了承されました。下部組織は、「班」と名付けて、関町南北町全体を、少なくとも10～15程度に分割して組織することが適当であるとの結論が得られました。それに応じて、関町南北町全体を統括する、い



## ■本部組織役員の担当者名、および役割

役割	具体的活動	担当者
本部長	全体の統括。役員のリクルート、役員の結果の強化(懇親会等)、関係機関との連絡 【発災時】災害対策本部の立ち上げ	土屋均
副本部長	本部長の補佐＝本部長の役割を分担 【発災時】ボランティアの募集・管理	井口茂樹、梶秀樹、玉井誠、野口渉
総務部	定例会議の案内・運営、地域防災マップの作成、応急対応行動マニュアルの策定と管理 地域内企業との災害時応援協定の締結	野口渉、高辻高嶺、山田積重、増淵ハナ
広報部	「防災だより」の発行、各種イベントの広報 【発災時】被害調査、各班との連絡	梶秀樹
資材部	防災資機材整備、ユニフォーム作成、会員の防備の資機材充実支援	井口茂樹、雁林利明
事業部	各種イベントや防災訓練の企画と実施	玉井誠、荏原真平、堀江満
会計	会計管理	羽賀節子
監査	会計の監査	仙波敬子

## ■班組織の構成

役割	必要な人数	具体的活動
班長	1人	班の統括、班単位の防災訓練の実施、班役員の結束強化 【発災時】地区支援センター立ち上げ(空地・駐車場)
情報連絡係	2～3人	広報ニュースの配布、各種イベントの周知 【発災時】被害調査、安否確認・本部との連絡、ボランティアの管理(物資配給等)
消火係	3～4人	初期消火訓練、消火資機材管理
救助・救護係	3～4人	救出・救助訓練、トリアージ訓練、救急救命訓練(救命士資格取得)、要援護者支援
炊き出し係	4～5人	炊き出し用具管理、炊き出し訓練(各イベント時)

## ■防災会のこれからの活動と将来の展望

班組織については、未だ担当者が決まっていますが、一つの班を、班長以下、約15人～20人の係員で構成する必要がありますことから、南北町全体では200人～300人の方の協力が必要となります。このような組織化は、一朝一夕にはできないので、今後協力していただける方を一人一人増やして、数年かけて全国にも誇れるような強固な組織

## ■首都直下地震の危険が迫っています

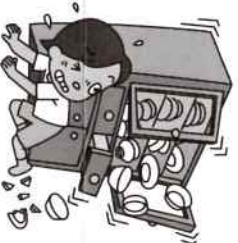
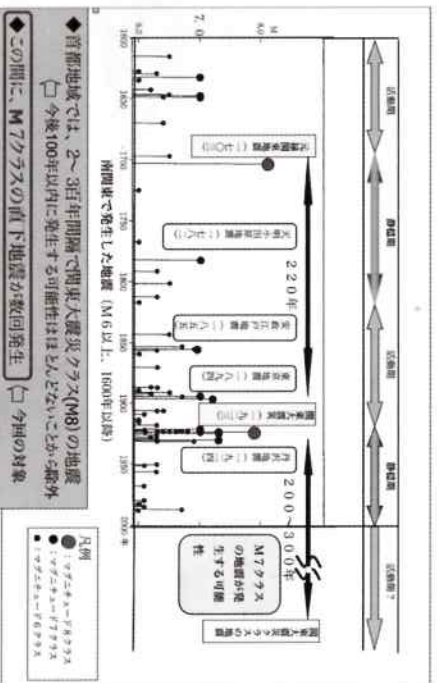
文部科学省の地調査部会の長期予測によれば、発生の確率は、今から30年以内に70%と言われています。その根拠としては、首都圏では、過去100年間に4～5回の直下地震が起きていること、また、首都圏に大きな被害を引き起こす大正関東地震(1923年)のような海溝型の地震は、約200年間隔で起きていますが、この関東地震からおおよそ100年が経過しており、過去の地震履歴から見ると、後半の100年間に、数回の直下地震が起きていることが知られているからです(右図参照)。直下地震の震源がどこになるかは特定できませんが、過去の事例から見て、東京湾北部直下、多摩直下、立川断層帯の3か所が高い可能性が考えられています。

## ■想定されている被害

東京都は、予想される首都直下地震への対策を立てるために、被害の程度を想定して、その結果を平成24年に公表しています。当然、震源がどこになるかによって全体の被害の大きさや、大きな被害を受ける地域は異なってきます。東京の23区に関して言えば、東京湾北部を震源とする地震による被害が一番大きくなっています。東京都の想定によれば、その規模はM7.3程度で、各家庭で最も火を使っている冬の18時に起きた場合の被害は、その時の風速を8m/秒程度であったと仮定して、死者9,700名、建物の全壊・焼失棟数304,300棟と計算しています。練馬区

を構成していきたいと思っています。

関町南北町防災会は、今後、毎月第3土曜日の午後3時から定期会合を持つことにしています。参加は自由ですし、いろいろなイベントを企画してゆくのにもっと多くの方々に協力して頂かないとできませんので、是非とも参加協力をご検討ください。



について言えば、建物被害は、全壊1,946棟、半壊12,956棟、焼失3,106棟(合計18,000棟)とされています。これは、練馬区的全建物棟数、約143,000棟の12.6%に当たります。また、人的被害は、死者145人、負傷者3,265人となっています。練馬区の総人口は、約71万人ですから、比率で言えば僅かですが、地震による怪我の約4～50%が家の中の家具やガラス器具の破損によるものですから、地震で動かないように固定をしておけば、十分に防げるものです。

## お知らせ

10月6日(土)10時  
関町小学校での避難  
訓練が行われます。



## 防災 しとこと

### 地震後の生活は自宅で

地震が起きたら、皆一斉に避難しなければならぬと考える人が多いようです。でも、家が無事で、周りから火災が迫ってくる心配がなければ避難する必要はありません。実際、小学校などの避難場所は地域の人たち全員を収容するだけのスペースはないので、家が壊れた人や火災で焼失してしまった人だけを保護します。したがって、それ以外の多くの人は、地震後は自宅で電気・ガス・水道の復旧や商店の再開を待つこととなります。この間は、一人ではとても生活できないので、必要なものを融通し合ったり、区から配給される物資を引き取って皆で分けたり、共同で炊き出しをしたり、隣近所との助け合いが欠かせません。

## 「防災会だより」のこれからの記事内容について

防災会だよりは、今後、定期的に年に2回、特別号として不定期に1回発行の予定です。定期的な号には、本号で始めた地震防災のちよっとした知識のコラム「防災ひとこと」のほか、「便利な防災グッズ」や、皆さんの参考となる「先進的な防災組織の活動」などを毎号紹介します。皆さんの方でも何か知りたいことがありましたら、遠慮なく会長の方へご連絡ください。

練馬区の担当窓口

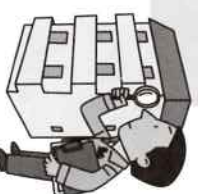
町会・自治会：地域文化部地域振興課地域コミュニティ支援係／電話 03-5984-1039

防災会関係：危機管理室防災課区民防災第一係／電話 03-5984-2601

## ●防災会を手伝って頂けるボランティアを募集しています●

防災会ではこんな技術をお持ちの方を探しています。ご協力頂ける方は、会長まで、メール、電話、または下の申込欄にご記入の上FAXでご連絡下さい。

イラストの上手な方▷この防災だよりやポスター書きにご協力ください  
ホームページが作れる方▷南北町会防災会のホームページを作りたいのです  
防災士の資格をお持ちの方▷是非防災会を手伝ってください  
大工技術のある方▷地域の家庭の家具固定の手伝いをしてくれませんか？  
建築士の資格をお持ちの方▷町内の家屋の耐震診断にご協力ください



連絡先： 関町南北町防災会会長 土屋均

電話 03-5991-4727

E-mail: hitoshi-tsuchiya@biscuit.ocn.ne.jp

切り取り不要

## FAX 申込欄

■関町南北町防災会の活動に参加します。

氏 名／	電話番号／ (      )
住 所／	
防災会に対するご意見・ご要望	

※ FAX 番号 03-6804-0355 にご送信ください。